

佐賀県選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その施設を廃止した旨、佐賀市選挙管理委員会から報告があった。

平成 28 年 6 月 21 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	施設の所在地
佐賀市立西与賀コミュニティセンター多目的ホール	佐賀市西与賀町大字高太郎 328 番地
佐賀市立春日コミュニティセンター大会議室	佐賀市大和町大字尼寺 1875 番地
佐賀市立春日北コミュニティセンター大会議室	佐賀市大和町大字久池井 1756 番地 1
佐賀市立富士生涯学習センター多目的ホール	佐賀市富士町大字古湯 2624 番地
佐賀市立川上コミュニティセンター研修室	佐賀市大和町大字川上 2480 番地 2